

佐賀県告示第 697 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成 29 年 12 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	廃止年月日
さくら歯科医院	嬉野市嬉野町大字下宿大畑乙 2124 - 3	平成 29 年 7 月 25 日
松永歯科医院	小城市小城町 219 番地 8	平成 29 年 8 月 25 日
タナカ歯科	伊万里市立花町 1891 番地 22	平成 29 年 8 月 31 日
サンアイ薬局たけ お店	武雄市武雄町武雄 2005 - 6	平成 29 年 9 月 3 日